

平成23年度

J I S 試買検査報告書

平成24年3月

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

目 次

1. はじめに	1
1.1 試買検査の目的	
1.2 試買検査の内容	
1.3 試験検査結果の概要	
2. 試買検査対象品目の流通実態調査	3
2.1 流通実態の概要	
2.2 手動車いす (JIS T 9201)	
2.2.1 認証事業者数	
2.2.2 流通実態等	
2.3 燈油用ポリエチレンかん (JIS Z 1710)	
2.3.1 認証事業者数	
2.3.2 流通実態等	
2.4 鋼製巻尺 (JIS B 7512)	
2.4.1 認証事業者数	
2.4.2 流通実態等	
3. 試買検査対象品目の買い上げ	5
3.1 買い上げ品目ごとの銘柄 (種類)	
3.2 買い上げ方法及び銘柄数	
4. 試買検査対象品目の試験	6
4.1 試買検査結果の概要	
4.2 品目ごとの試買検査結果概要	
4.2.1 レディーミクストコンクリート	
4.2.2 手動車いす	
4.2.3 燈油用ポリエチレンかん	
4.2.4 鋼製巻尺	
5. 試買検査結果等一覧表	8

表 目 次

表 1	平成 23 年度 JIS 試買検査実績	2
表 2	「手動車いす」認証事業者数	3
表 3	「燈油用ポリエチレンかん」認証事業者数	4
表 4	「鋼製巻尺」認証事業者数	4
表 5	買い上げ品目ごとの銘柄（種類）の概要	5
表 6	買い上げ方法及び買い上げ状況	5
表 7	品質試験の結果	6
表 8	表示検査の結果	6
表 9	「手動車いす」品質不適合の概要	7

1. はじめに

1.1 試買検査の目的

JIS マーク制度の信頼性を確保するために、市場に流通している JIS マーク表示製品及び JIS マークへの自己適合宣言を行っている製品の試買検査を実施し、この結果を事後措置につなげていくことを目的とする。

1.2 試買検査の内容

今年度の試買検査は、平成 23 年度第 1 回試買検査運営委員会（以下「委員会」という。）において選定された 4 品目（表 1）を対象として実施した。試買検査の内容は、製品の品質についての試験（以下「品質試験」という。）及び製品に表示することが求められている表示¹の検査（以下「表示検査」という）について行い、第 2 回委員会でその結果の評価を行った。

本試買検査報告書は、以下の(1)～(3)についてまとめたものである。

(1) 検査対象品目の流通実態調査

表 1 に示す品目について、インターネット調査、電話による聞き取りのほか、有効と思われる方法により、検査対象品目が市場においてどこでどのような形で流通しているか実態を調査した。

(2) 検査対象品目の買い上げ

検査対象品目の流通実態調査を踏まえて、買い上げ製品の種類等を決定し、買い上げを実施した。ただし、JIS マーク表示製品については、新 JIS マーク表示製品を対象とした。

(3) 試験の実施

買い上げた製品の試験は、ISO/IEC17025 取得試験所において実施した。

1.3 試買検査結果の概要

平成 23 年度 JIS 試買検査対象品目及び検査実績を表 1 に示す。

なお、表 1 中の計画銘柄数は、各品目について委員会で計画されたものである。

¹ JIS 規格及び認証省令（日本工業規格への適合性の認証に関する省令）第 1 条第 1 項で定める表示。

表1 平成23年度 JIS 試買検査実績

品目名	銘柄数		試験項目	備考
	計画	実績		
レディーミクスト コンクリート (JIS A 5308)	60	60	圧縮強度	国内全JIS工場（約3,100工場） 中、60工場分を経済産業局別に 割り振り、JIS工場立入検査時 に買い上げを実施。
手動車いす (JIS T 9201)	6	6	静止力 静的安定性 直進走行性 駆動輪・主軸の振れ ハンドリムの振れ*1 シート耐荷重 アームサポート下方耐荷重 アームサポート上方耐荷重 フットサポート上方耐荷重 ティッピングレバー耐荷重 手押しハンドル上方耐荷重 グリップ耐離脱性 キャスタ耐荷重 バックサポート斜め耐衝撃性 フットサポート耐衝撃性 ハンドリム耐衝撃性*1 キャスタ耐衝撃性 駐車用ブレーキの耐久性 走行耐久性 車いす落下性能 構造 寸法及び形状 外観 表示	6銘柄（自走用3銘柄、介助用3 銘柄）について買い上げを実 施。
燈油用ポリエチレン かん (JIS Z 1710)	4	4	容量 肉厚 漏れ 気密 落下強度 せんの強度 積重ね強度 つり下げ強度 耐燈油性 倒れ 遮光性 耐候性 構造、形状及び寸法 外観 材料 表示	4銘柄について買い上げを実 施。
鋼製巻尺 (JIS B 7512)	9	8	長さの許容差 直立性*2 目盛側面の真直度 目盛 外観及び構造 材料 表示	8銘柄について買い上げを実 施。 1銘柄（中国の製造事業者の製 品）については、市場（小売 店、通販）になく購入不可。

*1 自走用標準形のみで実施し、介助用標準形では実施しない。

*2 コンベックスルールのみで実施し、他の巻尺では実施しない。

2. 試買検査対象品目の流通実態調査

手動車いす、燈油用ポリエチレンかん、鋼製巻尺の流通実態の概要を 2.1 に、品目ごとの流通実態等を 2.2～2.4 に示す。

2.1 流通実態の概要

手動車いす

流通地域 : 全国流通型
主要取引形態 : 主として B to C
付記 : 小売店、ネット販売が中心。

燈油用ポリエチレンかん

流通地域 : 全国流通型
主要取引形態 : 主として B to C
付記 : 小売店、ネット販売が中心。

鋼製巻尺

流通地域 : 全国流通型
主要取引形態 : 主として B to C (コンバックスルールの場合) 又は主として B to B (コンバックスルール以外の鋼製巻尺の場合)
付記 : 小売店、ネット販売が中心。

2.2 手動車いす (JIS T 9201)

2.2.1 認証事業者数

平成 23 年 7 月 1 日現在、本年度試験の対象とした 4 事業者 (うち、中部経済産業局管轄の 2 事業者は国内、海外に認証工場を持つため、認証事業者数は 6) について、経済産業局管轄ごとの事業者数を表 2 に示す。

表2 「手動車いす」認証事業者数

経済産業局管轄									国内	海外
北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
0	0	0	5	1	0	0	0	0	6	0

出所) JISCウェブページ公表データ (平成23年7月1日現在)

2.2.2 流通実態等

(1)取引形態

小売店(介護用品取扱業者等)で取扱いあり。インターネットでも販売されている。

(2)地理的流通実態

全国流通型である。

2.3 燈油用ポリエチレンかん (JIS Z 1710)

2.3.1 認証事業者数

平成23年7月1日現在、本年度試験の対象とした4事業者について、経済産業局管轄ごとの事業者数を表3に示す。

表3 「燈油用ポリエチレンかん」認証事業者数

経済産業局管轄									国内	海外
北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
0	0	0	2	1	0	0	1	0	4	0

出所) JISCウェブページ公表データ (平成23年7月1日現在)

2.3.2 流通実態等

(1)取引形態

小売店 (ホームセンター等) で取扱いあり。インターネットでも販売されている。

(2)地理的流通実態

全国流通型である。

2.4 鋼製巻尺 (JIS B 7512)

2.4.1 認証事業者数

平成23年7月1日現在、本年度試験の対象とした9事業者について、経済産業局管轄ごとの事業者数を表4に示す。

表4 「鋼製巻尺」認証事業者数

経済産業局管轄									国内	海外
北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄		
0	1	2	0	2	0	1	0	0	6	3

出所) JISCウェブページ公表データ (平成23年7月1日現在)

2.4.2 流通実態等

(1)取引形態

小売店 (ホームセンター等) で取扱いあり。インターネットでも販売されている。

(2)地理的流通実態

全国流通型である。

3. 試買検査対象品目の買い上げ

3.1 買い上げ品目ごとの銘柄（種類）

試買検査対象品目の買い上げ銘柄（種類）については、流通実態調査等に基づいて、当該品目のうちで、一般的に流通している銘柄（種類）を対象とすることを原則とした。

買い上げ品目ごとに銘柄（種類）の概要を表5に示す。

表5 買い上げ品目ごとの銘柄（種類）の概要

品目	買い上げ品の銘柄（種類）
レディーミクストコンクリート	普通ポルトランドセメント及び高炉セメントB種。呼び強度各種。
手動車いす	自走用標準形車いす、介助用標準形車いす
灯油用ポリエチレンかん	18L灯油用ポリエチレンかん
鋼製巻尺	コンベックスルール、広幅巻尺、細幅巻尺

3.2 買い上げ方法及び銘柄数

試買検査対象品目の買い上げ方法は、流通実態調査で把握した取引形態等に基づいて、当該品目の入手方法として最も一般的と思われる方法で行った。小売業者に在庫がない場合にも、検査の公正・中立に留意する必要があることから、メーカーからの直接購入は回避し、型番を確認の上、小売業者に必要数量を注文する形で買い上げる方法を取った。

買い上げ方法等の概要を表6に示す。試買銘柄数の計画は、各品目について委員会で決定されたものである。

表6 買い上げ方法及び買い上げ状況

品目	入手方法	実績	計画
レディーミクストコンクリート	立入検査時に買い上げ	60銘柄	60銘柄
手動車いす	小売業者（介護用品取扱業者）	6銘柄	6銘柄
灯油用ポリエチレンかん	小売業者（インターネット）	4銘柄	4銘柄
鋼製巻尺	小売業者（ホームセンター、インターネット）	8銘柄	9銘柄

4. 試買検査対象品目の試験

本試買試験では、JIS で製品に要求されている性能等に関する項目の「品質試験」及び JIS 規格並びに認証省令に規定されている表示事項（JIS マーク、製造年月など）の有無の「表示検査」を行った。ただし、レディーミクストコンクリートについては、品質試験（圧縮強度）のみを実施した。

4.1 試買検査結果の概要

品質試験結果及び表示検査結果の概要は、以下に示すとおり。

なお、個々の結果については、「5. 試買検査結果等一覧表」に示す。

(1) 品質試験の結果概要

品質試験結果を表 7 に示す。

レディーミクストコンクリート、燈油用ポリエチレンかん及び鋼製巻尺については、全銘柄が適合していた。

手動車いすについては、6 銘柄のうち 5 銘柄に不適合が見られた。

表7 品質試験の結果

品目	銘柄数	適合	不適合
レディーミクストコンクリート	60	60	0
手動車いす	6	1	5
燈油用ポリエチレンかん	4	4	0
鋼製巻尺	8	8	0

(2) 表示検査の結果概要

表示検査の結果を表 8 に示す。

いずれの品目においても、不適合はなかった。

表8 表示検査の結果

品目	銘柄数	適合	不適合
手動車いす	6	6	0
燈油用ポリエチレンかん	4	4	0
鋼製巻尺	8	8	0

4.2 品目ごとの試買検査結果の概要

4.2.1 レディーミクストコンクリート

品質試験（圧縮強度）について、60 銘柄すべてが適合していた。

4.2.2 手動車いす

品質試験については、以下の通り 5 銘柄が不適合であった。

- ・ 2 銘柄（試料番号 1 及び 3）が「走行耐久性試験」で不適合。
- ・ 2 銘柄（試料番号 4 及び 6）が「グリップ耐離脱性試験」及び「走行耐久性試験」で不適合。

- ・ 1 銘柄（試料番号 5）が「駐車用ブレーキの耐久試験」及び「走行耐久性試験」で不適合。

また、初回試験において不適合となった試料及び試験項目に関し、再試験を実施したところ、試料 6 のみについて異常がみられず、他の試料（試料 1, 3, 4 及び 5）については、再度、不適合が確認された。

品質不適合の概要は、表 9 のとおりである。

なお、表示検査については、6 銘柄とも適合していた。

表9 「手動車いす」品質不適合の概要

試料番号	試験方法	概要
1	走行耐久性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、26, 537回でフレームに破損が見られた。 ・ 再試験において、71, 305回で左右フレームにクラックが見られた。
3	走行耐久性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、88, 070回でフレームに破損が見られた。 ・ 再試験において、89, 607回で左右フレームに破損が見られた。
4	グリップ耐離脱性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、220Nで左グリップが抜けた。 ・ 再試験において、100Nで左グリップが抜け、240Nで右グリップが抜けた。
	走行耐久性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、75, 426回でタイヤのパンク及びスポークに破損が見られた。 ・ 再試験において、47, 140回でフレームにクラックが見られた。
5	駐車用ブレーキの耐久試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、38, 950回で戻りばねに破損が見られた。 ・ 再試験において、22, 258回で戻りばねに破損が見られた。
	走行耐久性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、118, 964回でスポークに破損が見られた。 ・ 再試験において、87, 426回でスポークに破損が見られた。
6	グリップ耐離脱性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、250Nの10秒保持ができず、左グリップが抜けた。 ・ 再試験において、問題はなかった。
	走行耐久性試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回試験において、199, 800回でタイヤのパンク及びスポークに破損が見られた。 ・ 再試験において、問題はなかった。

4.2.3 燈油用ポリエチレンかん

品質試験及び表示検査について、4 銘柄すべてが適合していた。

4.2.4 鋼製巻尺

品質試験及び表示検査について、8 銘柄すべてが適合していた。

5. 試買検査結果等一覧表

(検査結果一覧表目次)

「レディーミクストコンクリート」品質試験結果一覧表	別表	1
「手動車いす」品質試験結果一覧表	別表	2-1
「手動車いす」表示検査結果一覧表	別表	2-2
「燈油用ポリエチレンかん」品質試験結果一覧表	別表	3-1
「燈油用ポリエチレンかん」表示検査結果一覧表	別表	3-2
「鋼製巻尺」品質試験結果一覧表	別表	4-1
「鋼製巻尺」表示検査結果一覧表	別表	4-2

「レディーミクストコンクリート」の品質試験結果一覧表

品目名称	レディーミクストコンクリート
規格番号	JIS A 5308 : 2009
規格名称	レディーミクストコンクリート
コンクリートの種類	普通(N)及び高炉セメントB種(BB)、呼び強度各種

試料 番号	枝番	呼び名	試験結果					評価
			9.2.1 圧縮強度(N/mm ²)					
			4.1 a) 1) 1回(n=3)の試験結果 〔呼び強度の強度値の85%以上でなければならない〕					
			基準 呼びの85%	No.1	No.2	No.3	平均	
1	C1	24-8-40 BB	20.4	39.7	36.9	39.2	38.6	適合
2	C2	21-5-40 BB	17.9	30.6	30.8	29.4	30.3	適合
3	C3	33-18-25 N	28.1	48.8	48.2	46.8	47.9	適合
4	C4	24-8-20 BB	20.4	31.3	31.8	31.4	31.5	適合
5	C5	27-18-25 N	23.0	26.9	26.9	26.8	26.9	適合
6	C6	18-18-25 N	15.3	24.4	23.9	23.9	24.1	適合
7	C7	33-18-20 N	28.1	41.8	41.6	42.3	41.9	適合
8	C8	21-8-25 BB	17.9	26.7	27.1	26.9	26.9	適合
9	C9	21-18-20 N	17.9	27.9	28.2	28.5	28.2	適合
10	C10	30-5-40 BB	25.5	32.5	33.2	34.4	33.4	適合
11	C11	30-18-25 N	25.5	36.1	34.1	36.2	35.5	適合
12	C12	21-8-25 BB	17.9	27.6	29.1	27.4	28.0	適合
13	C13	18-12-40 BB	15.3	26.0	25.9	25.3	25.7	適合
14	C14	24-18-25 N	20.4	31.8	30.9	32.0	31.6	適合
15	C15	18-8-25 BB	15.3	23.2	21.9	22.3	22.5	適合
16	C16	30-8-40 BB	25.5	37.8	38.4	39.9	38.7	適合
17	C17	21-18-25 N	17.9	25.6	28.0	28.3	27.3	適合
18	C18	18-18-25 N	15.3	21.4	22.4	21.6	21.8	適合
19	C19	27-12-20 N	23.0	31.6	29.5	30.4	30.5	適合
20	C20	18-18-20 N	15.3	25.1	26.0	26.4	25.8	適合
21	C21	24-18-25 N	20.4	39.0	36.0	39.7	38.2	適合
22	C22	21-18-20 N	17.9	26.9	26.2	26.1	26.4	適合
23	C23	27-5-40 BB	23.0	37.0	35.7	36.3	36.3	適合
24	C24	27-8-40 N	23.0	37.4	36.6	36.6	36.9	適合
25	C25	18-18-20 N	15.3	23.0	23.4	22.7	23.0	適合
26	C26	27-15-20 N	23.0	31.5	32.0	31.1	31.5	適合
27	C27	24-8-20 BB	20.4	31.5	31.0	32.4	31.6	適合
28	C28	27-15-20 N	23.0	38.8	38.8	38.8	38.8	適合
29	C29	24-18-20 N	20.4	28.5	29.3	29.2	29.0	適合
30	C30	33-18-20 N	28.1	34.6	44.0	33.9	37.5	適合
31	C31	21-15-20 BB	17.9	30.4	30.2	30.4	30.3	適合

試料 番号	枝番	呼び名	試験結果					評価
			9.2.1 圧縮強度(N/mm ²)					
			4.1 a) 1) 1回(n=3)の試験結果 〔呼び強度の強度値の85%以上でなければならない〕					
			基準 呼びの85%	No.1	No.2	No.3	平均	
32	N1	21-8-20 BB	17.9	30.0	28.9	29.8	29.6	適合
33	N2	21-15-20 N	17.9	27.5	26.2	26.7	26.8	適合
34	N3	18-15-20 N	15.3	23.6	25.2	25.7	24.8	適合
35	N4	24-15-20 N	20.4	27.4	27.5	27.6	27.5	適合
36	N5	33-18-20 BB	28.1	37.1	35.0	36.6	36.2	適合
37	N6	21-8-20 BB	17.9	30.2	31.0	30.8	30.7	適合
38	N7	21-18-20 N	17.9	25.3	26.9	24.2	25.5	適合
39	N8	18-8-20 BB	15.3	23.8	24.2	23.7	23.9	適合
40	N9	21-8-20 BB	17.9	25.8	25.8	25.1	25.6	適合
41	N10	21-18-20 N	17.9	27.5	27.3	28.0	27.6	適合
42	N11	21-18-20 N	17.9	31.7	32.4	31.3	31.8	適合
43	N12	21-8-40 BB	17.9	34.9	35.9	33.4	34.7	適合
44	N13	30-18-20 N	25.5	41.0	41.0	42.2	41.4	適合
45	N14	30-18-20 BB	25.5	37.8	36.9	36.2	37.0	適合
46	N15	18-8-40 BB	15.3	29.4	29.1	28.5	29.0	適合
47	N16	18-8-40 BB	15.3	26.3	27.5	27.3	27.0	適合
48	N17	21-15-20 N	17.9	26.2	25.3	26.0	25.8	適合
49	N18	24-8-20 BB	20.4	30.9	30.6	32.3	31.3	適合
50	N19	30-18-20 N	25.5	46.9	46.1	47.0	46.7	適合
51	N20	27-15-20 N	23.0	41.3	42.5	40.4	41.4	適合
52	N21	18-8-40 BB	15.3	24.9	25.8	25.0	25.2	適合
53	N22	18-8-20 BB	15.3	23.7	25.1	25.1	24.6	適合
54	N23	21-8-20 BB	17.9	33.2	33.3	32.9	33.1	適合
55	N24	18-18-20 N	15.3	23.5	23.5	24.1	23.7	適合
56	N25	21-8-20 BB	17.9	30.7	32.7	32.6	32.0	適合
57	N26	18-8-20 BB	15.3	33.1	32.6	32.0	32.6	適合
58	N27	21-18-20 N	17.9	30.4	30.6	30.2	30.4	適合
59	N28	24-8-40 BB	20.4	43.0	41.4	42.9	42.4	適合
60	N29	21-8-20 BB	17.9	30.9	31.8	30.9	31.2	適合

備考：表中の〔 〕内は、当該試験項目に対してJISで要求される性能等を表す。

「手動車いす」品質試験結果一覧表

品目名	手動車いす
規格番号	JIS T 9201(最終改正年:2006)
規格名称	手動車いす
種類	自走用、介助用

試料番号	製品の種類	試験結果											
		10.1.1 静止力	10.1.2 静的安定性	10.1.3 直進走行性	10.1.4 駆動輪・主駆 動輪・主軸の 振れ	10.1.5 ハンドリムの 振れ	10.2.1 シート耐荷重	10.2.2 アームサ ポート下方 耐荷重	10.2.3 アームサ ポート上方 耐荷重	10.2.4 フットサポ ート上方耐荷 重	10.2.5 ティツピング レバー耐荷 重	10.2.6 手押しハンド ル上方耐荷 重	10.2.7 グリップ耐離 脱性
1	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
2	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
3	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
4	介助用手動車いす	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合	適合	適合	適合	適合	※1不適合
5	介助用手動車いす	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
6	介助用手動車いす	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合	適合	適合	適合	適合	※2不適合

試料番号	製品の種類	試験結果											評価	
		10.2.8 キャスタ耐荷 重	10.2.9 バックサ ポート斜め 耐衝撃性	10.2.10 フットサポ ート 耐衝撃性	10.2.11 ハンドリム耐 衝撃性	10.2.12 キャスタ耐 衝撃性	10.2.13 駐車用ブ レーキの耐 久性	10.2.14 走行耐久性	10.2.15 車いす落下 性能	6. 構造	7. 寸法及び 形	8. 外観		
1	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	※1不適合	適合	適合	適合	適合	適合	不適合
2	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
3	自走用手動車いす	適合	適合	適合	適合	適合	適合	※1不適合	適合	適合	適合	適合	適合	不適合
4	介助用手動車いす	適合	適合	適合	—	適合	適合	※1不適合	適合	適合	適合	適合	適合	不適合
5	介助用手動車いす	適合	適合	適合	—	適合	※1不適合	※1不適合	適合	適合	適合	適合	適合	不適合
6	介助用手動車いす	適合	適合	適合	—	適合	適合	※2不適合	適合	適合	適合	適合	適合	不適合

※1 初回試験及び再試験の両方で不適合が確認された項目。

※2 初回試験では不適合が確認されたが、再試験では異常が見られなかった項目。

備考: 上記試験項目に対してJISで要求される性能等は下記のとおり

項目番号	内容	性能等
10.1.1	静止力	静止していること。
10.1.2	静的安定性	山側の車輪が傾斜台との接地面から離れてはならない。
10.1.3	直進走行性	進行方向に対して偏位量は、130mm 以下とする。
10.1.4	駆動輪・主軸の振れ	縦振れは、2mm 以下とする。横振れは、2mm 以下とする。
10.1.5	ハンドリムの振れ	縦振れは、5mm 以下とする。横振れは、3mm 以下とする。
10.2.1	シート耐荷重	荷重除去後の永久変形量は、3mm 以下とする。附属書6の評価要件を満たさなければならない。
10.2.2	アームサポート下方耐荷重	附属書6の評価要件を満たさなければならない。
10.2.3	アームサポート上方耐荷重	附属書6の評価要件を満たさなければならない。アームサポートが取り外し式で、ロック機構のないものは除外する。
10.2.4	フットサポート上方耐荷重	附属書6の評価要件を満たさなければならない。フット・レッグサポートが取り外し式で、ロック機構のないものは除外する。
10.2.5	ティツピングレバー耐荷重	附属書6の評価要件を満たさなければならない。
10.2.6	手押しハンドル上方耐荷重	
10.2.7	グリップ耐離脱性	グリップは抜けてはならない。
10.2.8	キャスト耐荷重	試験時、次の条件を満たさなければならない。a)旋回部の行動は滑らかで、緩みが生じない。b)タイヤの復元性がよく、車輪の回転が円滑である。c)各部にき裂・タイヤのへこみ及び-離脱がない。
10.2.9	バックサポート斜め耐衝撃性	附属書6の評価要件を満たしている。なお、この試験は、バックサポート高320mm以上の車いすに適用する。
10.2.10	フットサポート耐衝撃性	附属書6の評価要件を満たさなければならない。
10.2.11	ハンドリム耐衝撃性	
10.2.12	キャスト耐衝撃性	
10.2.13	駐車用ブレーキの耐久性	
10.2.14	走行耐久性	
10.2.15	車いす落下性能	
6.	構造	6.1身体支持部、6.2フレーム、6.3駆動部、6.4車輪、6.5ねじ、6.6附属品の要件をすべて満たすこと。
7.	寸法及び形状	7.2車いす寸法 表3の要件をすべて満たすこと。
8.	外観	8. 外観の要件をすべて満たすこと。

「燈油用ポリエチレンかん」品質試験結果一覧表

品目名	燈油用ポリエチレンかん
規格番号	JIS Z 1710(最終改正年:2006)
規格名称	燈油用ポリエチレンかん
種類	燈油用ポリエチレンかん(10リットル、18リットル)

試料 番号	製品の種類	試験結果											
		3.品質											
		2.2 容量	肉厚	漏れ	気密	落下強度	せんの強度	積重ね強度	つり下げ強度	耐燈油性	倒れ	遮光性	耐候性
1	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
2	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
3	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
4	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

試料 番号	製品の種類	試験結果								評価
		4.構造、形状及び寸法			5.外観	6.材料				
		4.1	4.2	4.3		6.1	6.2	6.3	6.4	
1	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	※1適合	適合	適合	※2適合	適合
2	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	※1適合	適合	適合	※2適合	適合
3	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	※1適合	適合	適合	※2適合	適合
4	燈油用ポリエチレンかん (18リットル)	適合	適合	適合	適合	※1適合	適合	適合	※2適合	適合

※1.IRによる材質鑑別でポリエチレンかどうかを確認。

※2.耐燈油性試験後の漏れ試験で漏れが発生していないことから、ガスケットにも耐油性ありと判断。

備考:上記試験項目に対してJISで要求される性能等は下記のとおり

項目番号	内容	性能等
2.2	容量	かんの容量は口部ねじのつけ根までの容量で表し、表2のとおりとする。
3.	肉厚	1.5mm以上
	漏れ	漏れないこと。
	気密	漏れないこと。
	落下強度	漏れないこと。
	せんの強度	破損しないこと。
	積重ね強度	使用上有害な変形がないこと。
	つり下げ強度	残留変形量が4mm以下
	耐燈油性	漏れないこと。
	倒れ	倒れないこと。
	遮光性	遮光比0.8以上
	耐候性	残留伸び率80%以上
4.1		かんは本体、せん及びガスケットで構成され、取扱いに便利ようにつっ手を設けるものとする。
4.2		かんの形状は、原則として片口形は図1、両口形は図2とし、寸法及び質量は表4による。なお、かんの幅、長さ及び高さの許容差は±5%、質量の許容差は±10%とする。
4.3		かんの口部、せん及びガスケットの種類はA形及びB形とし、形状は原則として図3、寸法は表5による。
5.		かんは使用上有害なきず、泡、変形などがなく、かん本体は顔料で着色するものとする。
6.1		かん本体及びせんは、ポリエチレン又はポリエチレンを主体とした共重合物を使用し、材料は使用上有害なきよう雑物を含まないものであり、再生原料などを使用しないものとする。
6.2		かん本体は中空成形法、せんは射出成形法による。
6.3		かん本体の主材料は、表6のとおりとする。
6.4		ガスケットの材料は耐油性のゴムとする。

「鋼製巻尺」品質試験結果一覧表

品目名	鋼製巻尺
規格番号	JIS B 7512(最終改正年:2005)
規格名称	鋼製巻尺
種類	コンベックスルール、広幅巻尺、細幅巻尺

試料番号	製品の種類	試験結果											
		6-1 長さの許容差	6-2 直立性	6-3 目盛り側面の真直度	7 目盛								
					目盛線	基点	目量	目幅の許容差及び隣り合う二目盛の目幅の差	目盛線の太さ	盛りたし目盛	目盛	主な目盛線	
1	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
2	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
3	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
4	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
5	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
6	コンベックスルール	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
7	広幅巻尺	適合	—	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
8	細幅巻尺	適合	—	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
9	(市場調査も購入不可)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

試料番号	製品の種類	試験結果										評価	
		8 外観及び構造							9 材料				
		標識その他の表記	先端余白	末端余白	皮膜の厚さ	取付金具	分銅の質量	ケース	材質及び硬さ	張力	寸法		
1	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
2	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
3	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
4	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
5	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
6	コンベックスルール	適合	—	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
7	広幅巻尺	適合	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合	※適合	適合	適合	適合
8	細幅巻尺	適合	適合	適合	適合	適合	—	適合	適合	—	適合	適合	適合
9	(市場調査も購入不可)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※試料7の張力試験については、40Nと60Nの負荷試験の結果(所定の張力の±20%、JIS規格上は±10%)、長さの許容差が規定内であることを確認。

注)「—」については試験対象外。

備考：上記試験項目に対してJISで要求される性能等は下記のとおり

項目番号	内容		性能等
6.1	長さの許容さ		基準の温度を20℃とし、かつ、所定の張力をテープの軸線方向に加えた状態(コンベックスルール及び細幅巻尺は、張力を加えない状態)において、基点からの及び任意の2目盛線間の長さに応ずる。1級： $\pm(0.2 + 0.1L)$ mm
6.2	直立性		テープ幅が13 mm以上のコンベックスルールは、検査台の一端から凹面を上にして長さDだけ引き出したとき、自重でテープが折れ曲がってはならない。Dの長さは、テープ幅の50倍以上とする。(テープ幅13mm以上のコンベックスルールが対象)
6.3	目盛り側面の真直度		巻尺の目盛側面の水平方向の真直度は、所定の張力を加えた状態(コンベックスルール及び細幅巻尺は、張力を加えない状態)において、規定値以下であること。
7-a)	目盛	目盛線	一端が目盛側面から0.5 mm以上離れていないこと。
7-b)		基点	基点は、目盛線又は端面とする。ただし、コンベックスルール及び細幅巻尺で、端面を基点とする場合のフックの取付方法、測定方法及び基点の位置、コンベックスルールで両面(凹面及び凸面)に目盛を付す場合の基点及び呼び寸法は、別規定による。
7-c)		目量	目量は、1 mm、2 mm、5 mm、10 mm、20 mm、50 mm及び100 mmとする。
7-d)		目幅の許容差及び隣り合う二目盛の目幅の差	目幅の許容差及び隣り合う二目盛の目幅の差(目量=1の時 ± 0.2 mm $1 < \text{目量} \leq 100$ のとき ± 0.3 mm)
7-e)		目盛線の太さ	太さは、0.1 ~0.5 mmとし、目盛線の種類(1 mm目盛、5 mm目盛、10 mm目盛など)に応じ、異なる太さとしてもよい。また、太さの同じ目盛線は、その最小値が最大値の70%以上とする。
7-f)		盛りたし目盛	先端・末端合わせて、1 000 mm以下とする。
7-g)		目盛	明確で、測定上支障がある目盛線の倒れ、目切れなどの欠点があってはならない。
7-h)		主な目盛線	基点からの長さ又はその数値を表記しなければならない。
8-a)		外観及び構造	標識その他の表記
8-b)	先端余白		目盛線を基点とする巻尺(基点が巻尺の端面にないもの)には、種類に応じ定める長さの先端余白を付ける。(今回、広幅、細幅巻尺が対象)
8-c)	末端余白		末端余白は、ケースの口金からの長さが、種類に応じ規定値以上とする。
8-d)	皮膜の厚さ		テープの被膜の厚さは、0.5 mm以下とする。
8-e)	取付金具		てかん(手環)、フック、分銅及びそれらの取付金具は、さびにくく、適正にとり付けられていなければならない。
8-f)	分銅の質量		タンク巻尺用の分銅の質量は、200 g~2 kgとし、分銅にはその質量を表記する。
8-g)	ケース		テープの出し入れが円滑に行え、かつ、堅ろうでなければならない。
9-a)	材料	材質及び硬さ	材質に応じ定められた硬さとする。
9-b)		張力	定められた張力で使用する巻尺については、その張力の $\pm 10\%$ の変化によって、定める長さの許容差を超える変化を生じないこと。(上記のとおり、コンベックスルール及び細幅巻尺以外、張力を加えて測定するので、今回は広幅巻尺が対象)
9-c)		寸法	材料の幅及び厚さの寸法範囲は、種類に応じ定める。

「鋼製巻尺」表示検査結果一覧表

品目名	鋼製巻尺
規格番号	JIS B 7512(最終改正年:2005)
規格名称	鋼製巻尺
種類	コンベックスルール、広幅巻尺、細幅巻尺

試料 番号	製品の種類	表示								評価
		JISに規定する表示					認証省令に規定する表示			
		等級	呼び寸法	製造事業者 名又はその 略号	ステンレス鋼 材の場合は その旨	張力(SI単位) (コンベックスルール・ 細幅巻尺の場 合は除く。)	JISマーク	日本工業規 格の番号	登録認証機 関の氏名又 は名称	
1	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	適合	※2適合	適合
2	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
3	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
4	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
5	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
6	コンベックスルール	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
7	広幅巻尺	適合	適合	適合	—	適合	適合	※1適合	適合	適合
8	細幅巻尺	適合	適合	適合	—	—	適合	※1適合	適合	適合
9	(市場調査も購入不可)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 省略されているが、鋳工業品又はその包装等から適合する日本工業規格の番号を特定できることから、適合と判断。

※2 中国の認証機関。表示された認証番号の頭4文字(CRCN)より認証機関を特定できることから、適合と判断。